

川崎市病院局規程第8号

川崎市病院局企業職員給与支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

川崎市病院局企業職員給与支給規程の一部を改正する規程

川崎市病院局企業職員給与支給規程（平成17年川崎市病院局規程第24号）の一部を次のように改正する。

第15条第1号中「勤務時間規程第20条の3第5項」の次に「（勤務時間規程第20条の5第5項において準用する場合を含む。以下同じ。）」を加える。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。